

# 平成 20 年 1 月 19 日から 戸籍事務がコンピュータ化しました

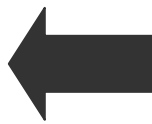
平成6年の戸籍法の一部改正により、全国的に戸籍のコンピュータ化（電算化）が進められており、宮城県内においても事務処理が実施されてきております。

町でも、平成 20 年 1 月 19 日から、コンピュータ化により住民票と同じように町民環境課窓口、槻木事務所のいずれでも短時間で証明書が発行されるとともに、証明書も見やすく、わかりやすいものへと変わりました。

(2の1) 全部事項証明

本籍	宮城県柴田郡柴田町船岡中央二丁目3番地45
氏名	柴田 太郎
戸籍事項 戸籍編製	【編製日】平成19年3月1日
戸籍に登録されている者	【4】 太郎 【出生日】昭和45年1月1日 【配偶者区分】夫 【父】柴田太郎 【母】柴田ふね 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】昭和45年1月1日 【出生地】宮城県柴田郡柴田町 【届出日】昭和45年1月8日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成19年3月1日 【配偶者氏名】柴田太郎 【従前戸籍】宮城県柴田郡柴田町船岡中央二丁目3番地45 柴田太郎
戸籍に登録されている者	【4】 梅子 【出生日】昭和50年12月31日 【配偶者区分】妻 【父】柴田太郎 【母】柴田ふね 【続柄】長女
身分事項 出生	【出生日】昭和50年12月31日 【出生地】宮城県柴田郡柴田町 【届出日】昭和51年1月8日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成19年3月1日 【配偶者氏名】柴田太郎 【従前戸籍】宮城県柴田郡柴田町船岡中央二丁目1番12号 柴田大吾
戸籍に登録されている者	【4】 龍一 【出生日】平成19年4月1日 【父】柴田太郎 【母】柴田ふね 【続柄】長男

発行番号 00001 以下次頁



戸籍証明が  
左のように  
変わりました

姓	柴田	太郎	梅子	龍一
出生日	昭和45年1月1日	昭和45年1月1日	昭和50年12月31日	平成19年4月1日
出生地	宮城県柴田郡柴田町	宮城県柴田郡柴田町	宮城県柴田郡柴田町	宮城県柴田郡柴田町
届出日	昭和45年1月8日	昭和45年1月8日	昭和51年1月8日	平成19年1月8日
届出人	父	父	父	父
婚姻日	平成19年3月1日	平成19年3月1日	平成19年3月1日	平成19年3月1日
配偶者氏名	柴田太郎	柴田太郎	柴田太郎	柴田太郎
従前戸籍	宮城県柴田郡柴田町船岡中央二丁目3番地45	宮城県柴田郡柴田町船岡中央二丁目3番地45	宮城県柴田郡柴田町船岡中央二丁目1番12号	宮城県柴田郡柴田町船岡中央二丁目1番12号

▲いままでの戸籍の例（戸籍謄本）

## ▼ コンピュータ化された戸籍の例（全部事項証明）

窓口での戸籍の発行がスピーディーになりました  
これまで「出生」や「婚姻」などの届出を本籍地の柴田町にした場合、変更後の戸籍を受取るまでに事務処理上1週間程度要していましたが、早ければ届出日の翌々日に証明書を受取ることが可能になりました。また、戸籍だ

コンピュータ化の対象者は柴田町に本籍がある人です  
戸籍がコンピュータ化されるのは、本籍が柴田町にある方です。住民登録が柴田町にあっても本籍地が他の市区町村にある方は対象になりません。

戸籍の証明書が変わりました  
今までの戸籍は「縦書き」で独特の難解な文章で記載されていましたが、現在は横書きとなり、「出生」「婚姻」などの項目ごとに簡条書きで記載されるようになりました。数字も算用数字となり、大変読みやすくなりました。名称も「戸籍謄本」が「全部事項証明書」に、「戸籍抄本」が「個人事項証明書」に変わりました。これまでの紙戸籍は、「平成改製原戸籍」という名称でコンピュータ化前の記載内容で画像処理し、コンピュータに保存管理されました。

## 戸籍証明書の新旧比較表

項目	現在（旧）	コンピュータ化後（新）
名称	戸籍謄本（全員のもの）	戸籍全部事項証明書
	戸籍抄本（個人のもの）	戸籍個人事項証明書
様式	B4 判横長（謄本）	A4 判縦長
	B5 判縦長（抄本）	
書式	文章体 縦書き	項目別 横書き
用紙	再生紙	改ざん防止用紙（地紋紙）
公印	朱肉印	黒色の電子公印

だけでなく、戸籍の附票や除籍、改製原戸籍も同一システムで管理され、さらには、本庁・槻木事務所間もオンラインで結合されることから、正確で速やかな事務処理が出来るようになりました。

コンピュータ化後も証明手数料は変わりません  
戸籍の証明手数料は政令により全国的に統一されていますので、手数料は変わりません。戸籍の手数料は、1通450円です。除籍・改製原戸籍の手数料は1通750円です。

→ 邊藤藏重静廣幸  
→ 邊藤藏重静廣幸  
→ 邊藤藏重静廣幸  
→ 邊藤藏重静廣幸  
→ 邊藤藏重静廣幸  
→ 邊藤藏重静廣幸

「氏名」の文字は正字で記載されます  
コンピュータ化後の戸籍の文字は、常用漢字や人名用漢字、そのほか一般に通用している文字（正字）で記載されます。そのため現在書きぐせなどで辞書に載っていない文字を使用している場合は、それらの文字を辞書にある文字に直して記載します。  
なお、これは戸籍の表記、字体の変更だけであって、氏や名を変更するものではありません。

※字体が変更になる例